

過疎地域・過疎対策の概況について



平成 27 年 8 月 3 日

総務省地域力創造グループ

過疎対策室

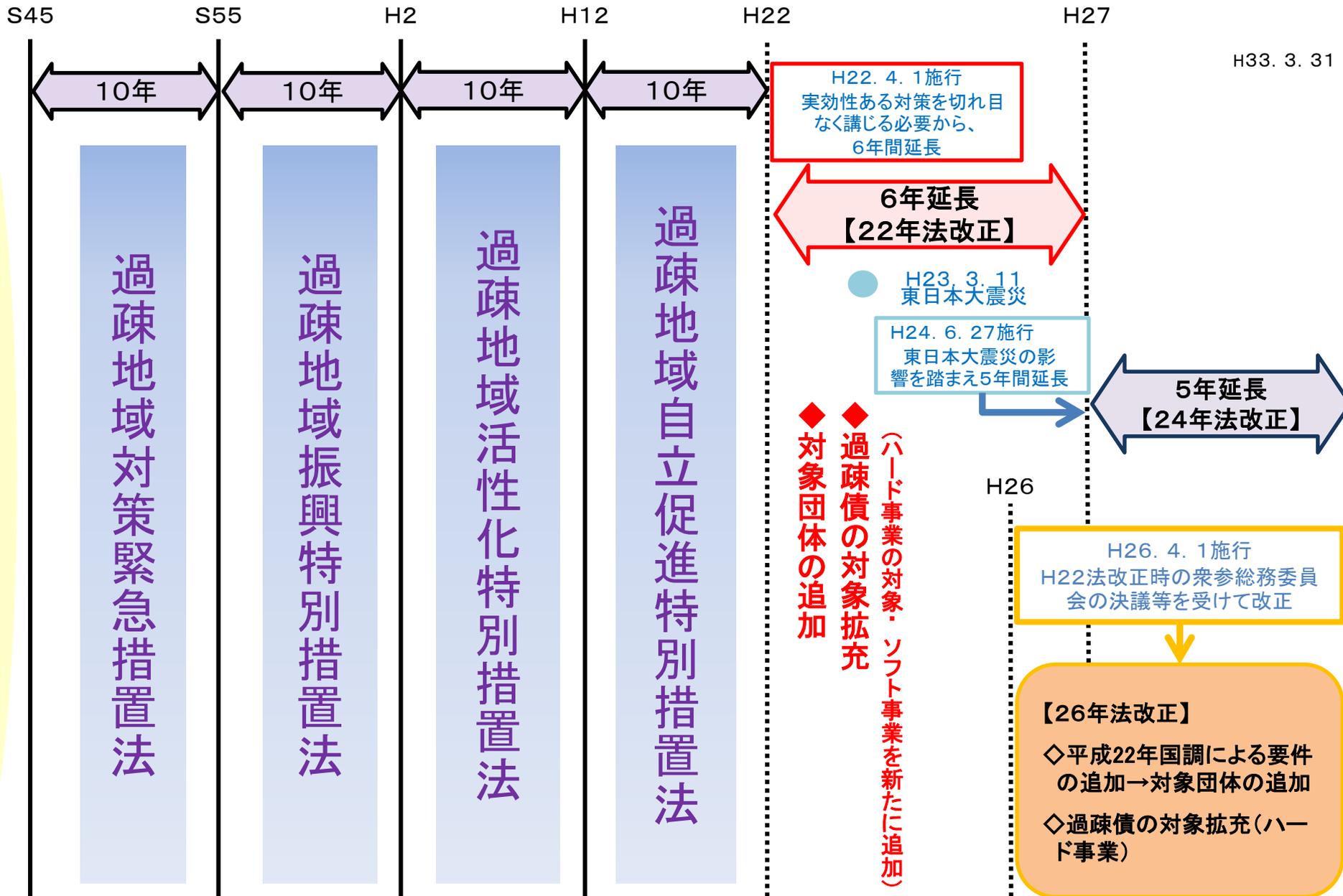
主な内容

- 平成26年過疎法改正後の過疎地域の姿
- 平成28年度以降の過疎地域自立促進方針等の策定
- 過疎対策事業債の活用状況 ーソフト分を中心にー

過疎対策法の流れ

計画期間

(年度)

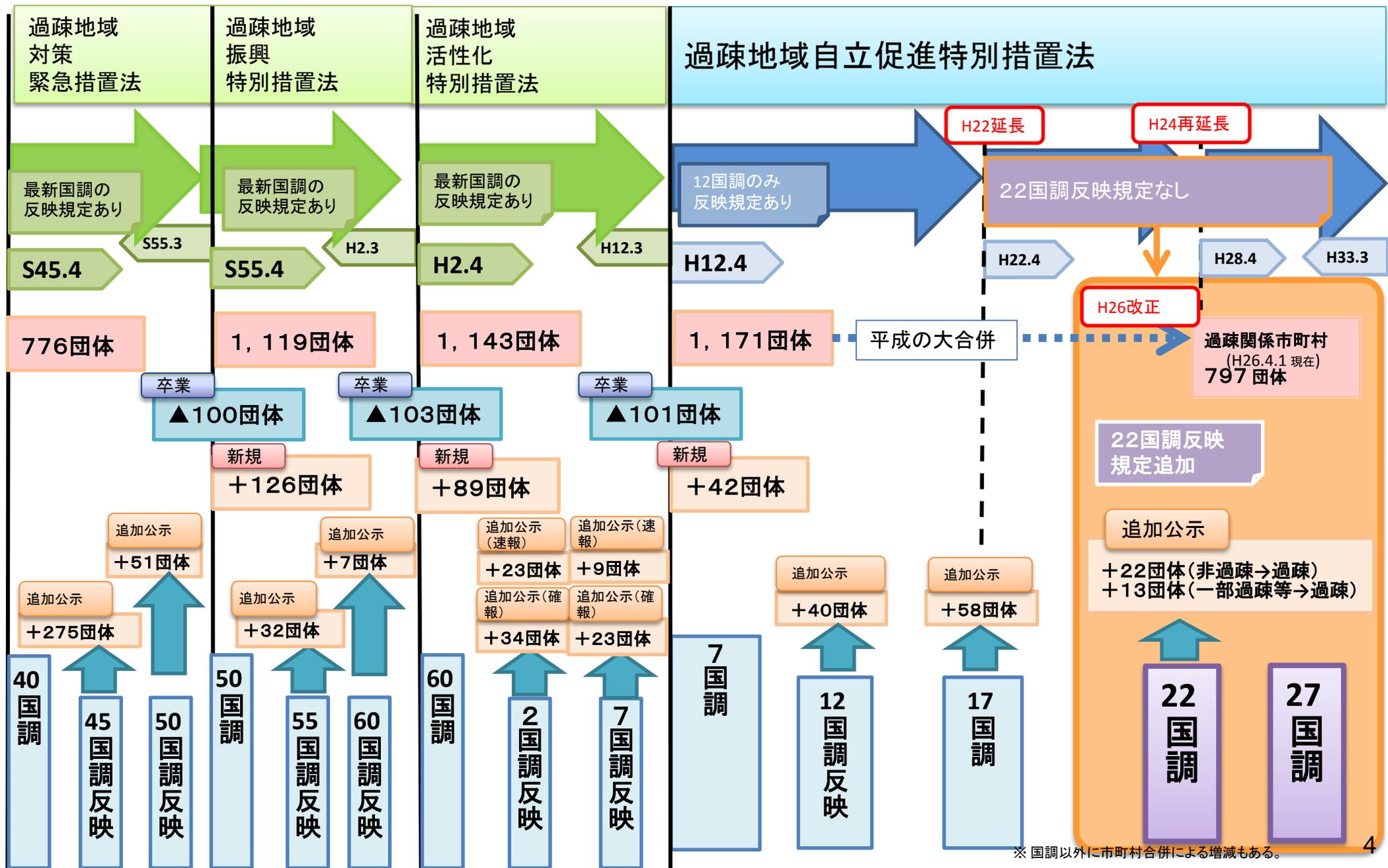


※高度経済成長により、農山漁村の人口が急激に都市に流入

過疎地域自立促進特別措置法（延長後）と過去の過疎3法の概要

法律名	過疎地域対策緊急措置法 (昭和45年 4月24日法律第31号)	過疎地域振興特別措置法 (昭和55年 3月31日法律第19号)	過疎地域活性化特別措置法 (平成 2年 3月31日法律第15号)	過疎地域自立促進特別措置法 (平成12年 3月31日法律第15号)		
制定経緯	議員立法(全会一致)	議員立法(全会一致)	議員立法(全会一致)	議員立法(全会一致)		
期間	昭和45年度～昭和54年度	昭和55年度～平成元年度	平成2年度～平成11年度	平成12年度～平成32年度(※法制定当初の期限(～平成21年度)から11年間延長)		
目的	○ 人口の過度の減少防止 ○ 地域社会の基盤を強化 ○ 住民福祉の向上 ○ 地域格差の是正	○ 過疎地域の振興 ○ 住民福祉の向上 ○ 雇用の増大 ○ 地域格差の是正	○ 過疎地域の活性化 ○ 住民福祉の向上 ○ 雇用の増大 ○ 地域格差の是正	○ 過疎地域の自立促進 ○ 住民福祉の向上 ○ 雇用の増大 ○ 地域格差の是正 ○ 美しく風格ある国土の形成		
法制定(改正)時の 過疎地域の要件 人口要件 かつ 財政力要件	人口要件 昭和35年～昭和40年(5年間) 人口減少率 10%以上 財政力要件 ● S41-S43 財政力指数 0.4未達	人口要件 昭和35年～昭和50年(15年間) 人口減少率 20%以上 財政力要件 ● S51-S53 財政力指数 0.37以下 ● 公営競技収益 10億円以下	人口要件(以下のいずれか) ①昭和35年～昭和60年(25年間) 人口減少率 25%以上 ②昭和35年～昭和60年(25年間) 人口減少率 20%以上 かつ 昭和60年の高齢者(65歳以上) 比率 16%以上 ③昭和35年～昭和60年(25年間) 人口減少率 20%以上 かつ 昭和60年若年者(15歳以上30歳 未満)比率 16%以下 財政力要件 ● S61-S63 財政力指数 0.44以下 ● 公営競技収益 10億円以下	人口要件(以下のいずれか) <H12.4.1～> ①昭和35年～平成7年(35年間) 人口減少率 30%以上 ②昭和35年～平成7年(35年間) 人口減少率 25%以上 かつ 平成7年高齢者比率 24%以上 ③昭和35年～平成7年(35年間) 人口減少率 25%以上 かつ 平成7年若年者比率 15%以下 ④昭和45年～平成7年(25年間) 人口減少率 19%以上 (①～③は昭和45年から25年間で人口が 10%以上増加している団体は除く。) 財政力要件 ● H8-H10 財政力指数 0.42以下 ● 公営競技収益 13億円以下	人口要件(以下のいずれか) <H22.4.1～>(※新たに追加) ①昭和35年～平成17年(45年間) 人口減少率 33%以上 ②昭和35年～平成17年(45年間) 人口減少率 28%以上 かつ 平成17年高齢者比率 29%以上 ③昭和35年～平成17年(45年間) 人口減少率 28%以上 かつ 平成17年若年者比率 14%以下 ④昭和55年～平成17年(25年間) 人口減少率 17%以上 (①～③は昭和55年から25年間で人口が 10%以上増加している団体は除く。) 財政力要件 ● H18-H20 財政力指数 0.56以下 ● 公営競技収益 20億円以下	人口要件(以下のいずれか) <H26.4.1～>(※新たに追加) ①昭和40年～平成22年(45年間) 人口減少率 33%以上 ②昭和40年～平成22年(45年間) 人口減少率 28%以上 かつ 平成22年高齢者比率 32%以上 ③昭和40年～平成22年(45年間) 人口減少率 28%以上 かつ 平成22年若年者比率 12%以下 ④昭和60年～平成22年(25年間) 人口減少率 19%以上 (①～③は昭和60年から25年間で人口が 10%以上増加している団体は除く。) 財政力要件 ● H22-H24 財政力指数 0.49以下 ● 公営競技収益 40億円以下
	公示 市町村数 (過疎市町村 /全市町村)	当初(S45.5.1) 776/3, 280 最終 1, 093/3, 255	当初(S55.4.1) 1, 119/3, 255 最終 1, 157/3, 245	当初(H2.4.1) 1, 143/3, 245 最終 1, 230/3, 229	当初(H12.4.1) 1, 171/3, 229 追加(H14.4.1) 1, 210/3, 218 法延長前(H22.3.31) 718/1, 727	法延長当初(H22.4.1) 776/1, 727 (H25.4.1現在) 775/1, 719

過疎法における国勢調査結果の反映



都道府県別過疎関係市町村数

都道府県名	市町村数計	過疎関係市町村数計	備考			
			過疎市町村(2条1項)	みなし過疎市町村(33条1項)	一部過疎を有する市町村(33条2項)	
北海道	179	149	144	0	5	函館市[中核](過疎)
青森	40	28	21	2	5	
岩手	33	22	18	1	3	
宮城	35	9	5	1	3	
秋田	25	21	16	4	1	秋田市[中核](一部過疎)
山形	35	21	18	2	1	
福島	59	29	25	1	3	
茨城	44	4	1	0	3	
栃木	25	3	2	0	1	
群馬	35	14	9	0	5	高崎市[中核](一部過疎)
埼玉	63	4	1	0	3	
千葉	54	6	5	0	1	
東京	39	6	6	0	0	
神奈川	33	0	0	0	0	
新潟	30	14	9	1	4	
富山	15	3	1	1	1	富山市[中核](一部過疎)
石川	19	9	5	0	4	
福井	17	6	2	0	4	福井市[県庁](一部過疎)
山梨	27	15	7	0	8	甲府市[県庁](一部過疎)
長野	77	37	29	0	8	長野市[中核](一部過疎)
岐阜	42	14	7	1	6	
静岡	35	8	4	0	4	浜松市[政令](一部過疎)
愛知	54	5	3	0	2	豊田市[中核](一部過疎)
三重	29	9	7	0	2	津市[県庁](一部過疎)

都道府県名	市町村数計	過疎関係市町村数計	備考			
			過疎市町村(2条1項)	みなし過疎市町村(33条1項)	一部過疎を有する市町村(33条2項)	
滋賀	19	2	0	0	2	
京都	26	9	5	1	3	京都市[政令](一部過疎)
大阪	43	1	1	0	0	
兵庫	41	9	5	0	4	
奈良	39	15	13	1	1	
和歌山	30	18	15	2	1	
鳥取	19	12	8	0	4	鳥取市[県庁](一部過疎)
島根	19	19	15	2	2	松江市[県庁](一部過疎)
岡山	27	20	13	1	6	岡山市[政令](一部過疎)
広島	23	16	10	0	6	福山市[中核](一部過疎)
山口	19	12	6	0	6	山口市[県庁](一部過疎) 下関市[中核](一部過疎)
徳島	24	13	11	0	2	
香川	17	8	6	0	2	高松市[中核](一部過疎)
愛媛	20	17	10	1	6	松山市[中核](一部過疎)
高知	34	28	24	0	4	高知市[中核](一部過疎)
福岡	60	21	15	3	3	
佐賀	20	9	5	0	4	佐賀市[県庁](一部過疎)
長崎	21	13	10	1	2	長崎市[中核](一部過疎)
熊本	45	27	22	2	3	
大分	18	16	12	1	3	大分市[中核](一部過疎)
宮崎	26	17	13	0	4	
鹿児島	43	41	35	0	6	鹿児島市[中核](一部過疎)
沖縄	41	18	17	1	0	
全国	1,718	797	616	30	151	

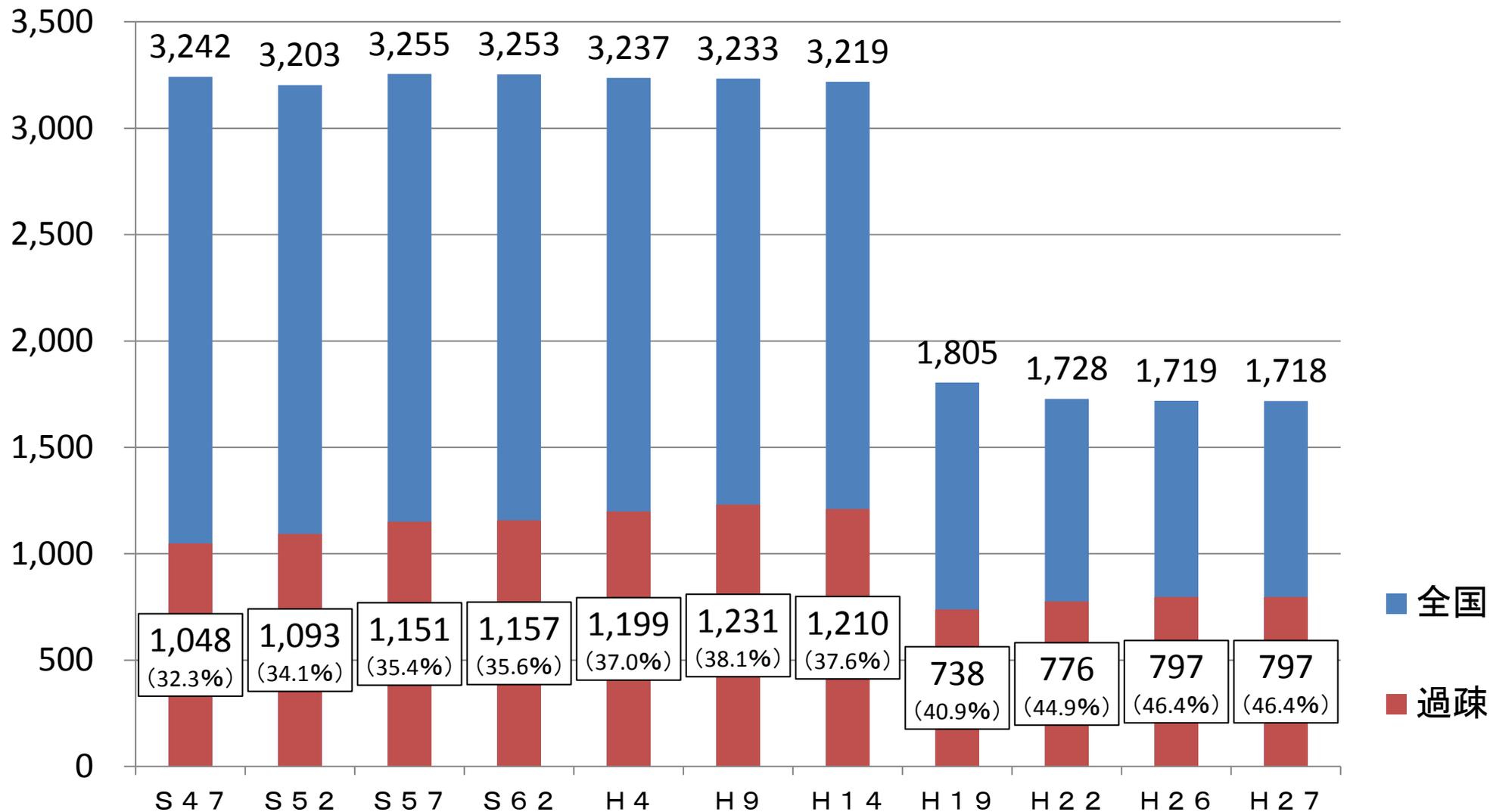
- (備考) 1 市町村数は平成27年4月1日現在
 2 過疎関係市町村数計は、本則適用(第2条第1項)、みなし過疎(第33条第1項)、一部過疎(第33条第2項)のすべてを合算。
 3 備考欄に記載した市町村は、過疎関係の政令市、中核市、県庁所在市であり、「政令」「中核」「県庁」と区分を表記している。
 4 東京都特別区は市町村数に含まない。

内訳

市町村別団体数	
市	274
町	398
村	125

過疎関係市町村数の推移

(団体)

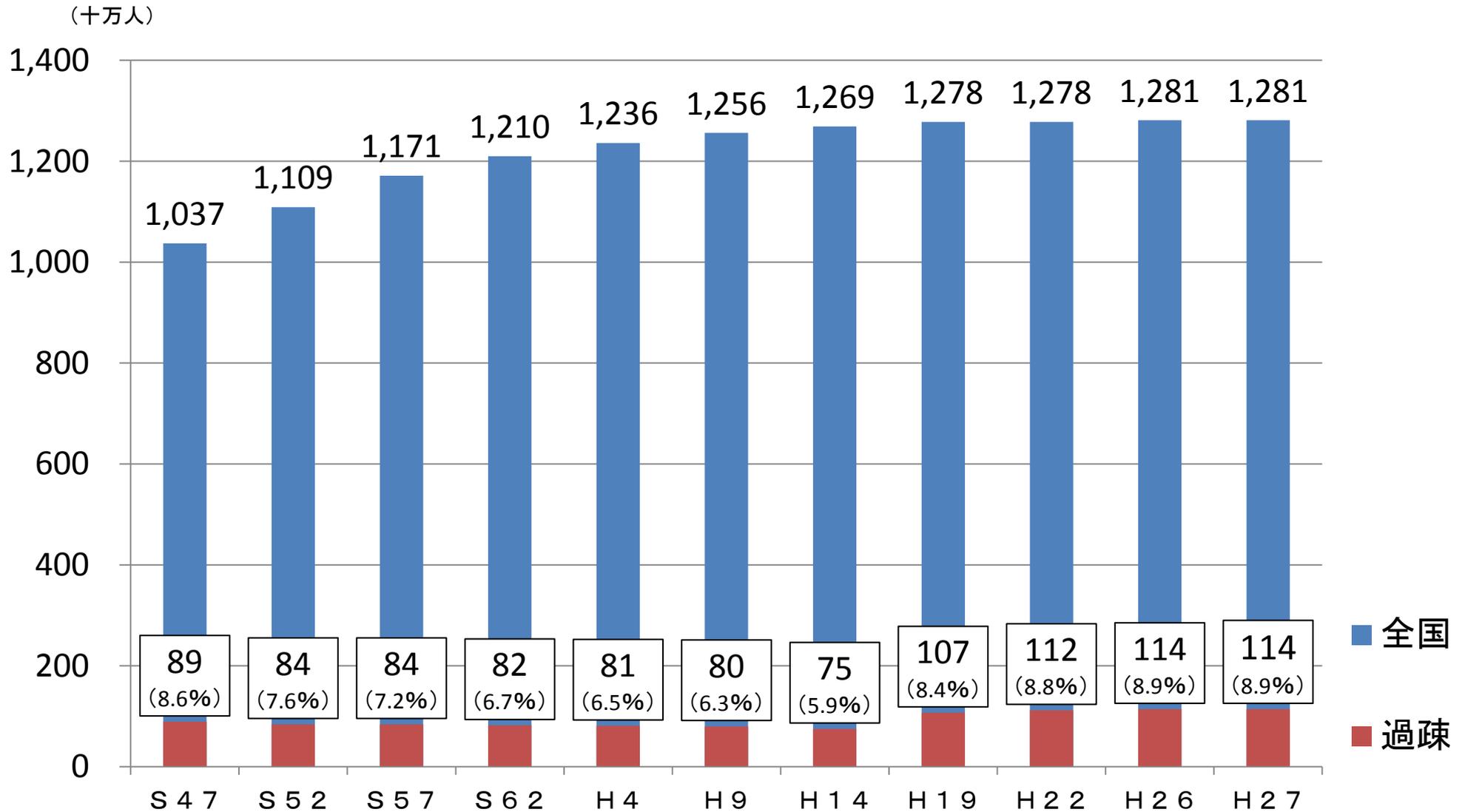


(備考) ①「過疎対策の現況」による。

②過疎地域の指定は、各年の4月1日時点(S47のみ昭和47年2月1日時点)。

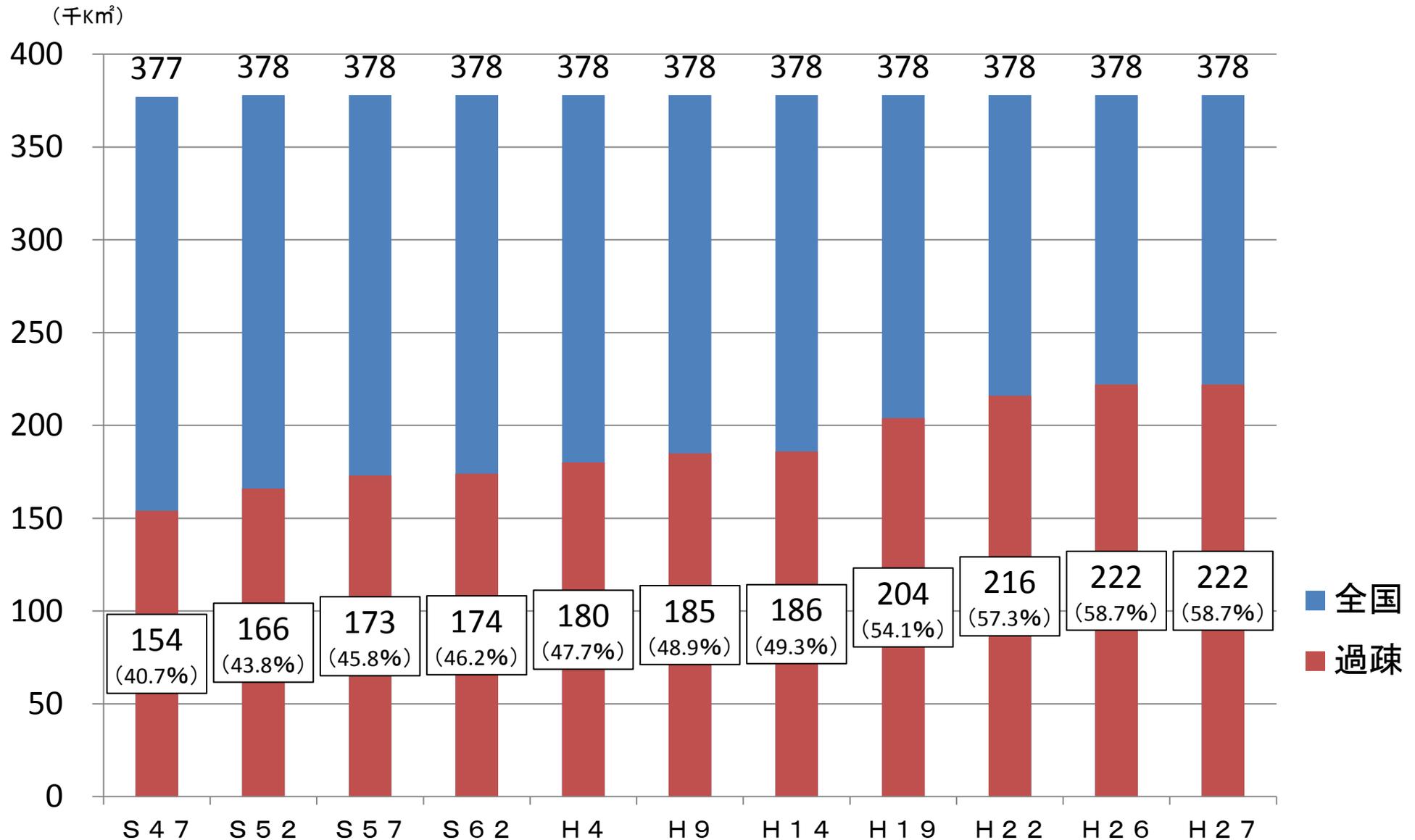
③東京都特別区は市町村数に含まれていない。

過疎地域人口の推移



(備考) ①「過疎対策の現況」による。人口は国勢調査人口。
 ②過疎地域の指定は、各年の4月1日時点(S47のみ昭和47年2月1日時点)。

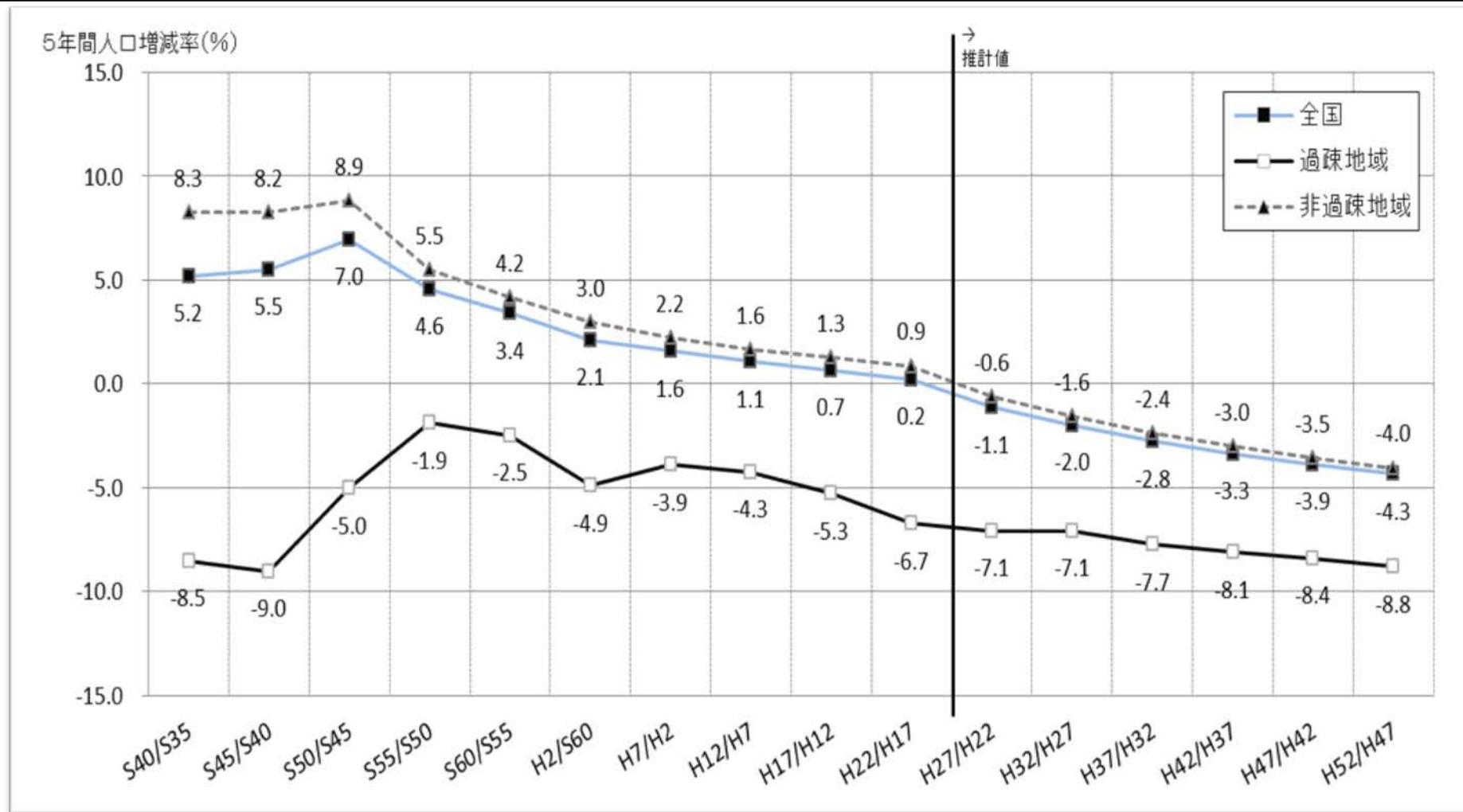
過疎地域面積の推移



(備考) ①「過疎対策の現況」による。面積は、S45～H9については国土地理院調べ、H14～H27については国勢調査。

②過疎地域の指定は、各年の4月1日時点(S47のみ昭和47年2月1日時点)。

5年間人口増減率の推移（全国、過疎地域、非過疎地域）



(備考)

※1: 過疎地域は平成27年4月1日時点(797市町村)である。

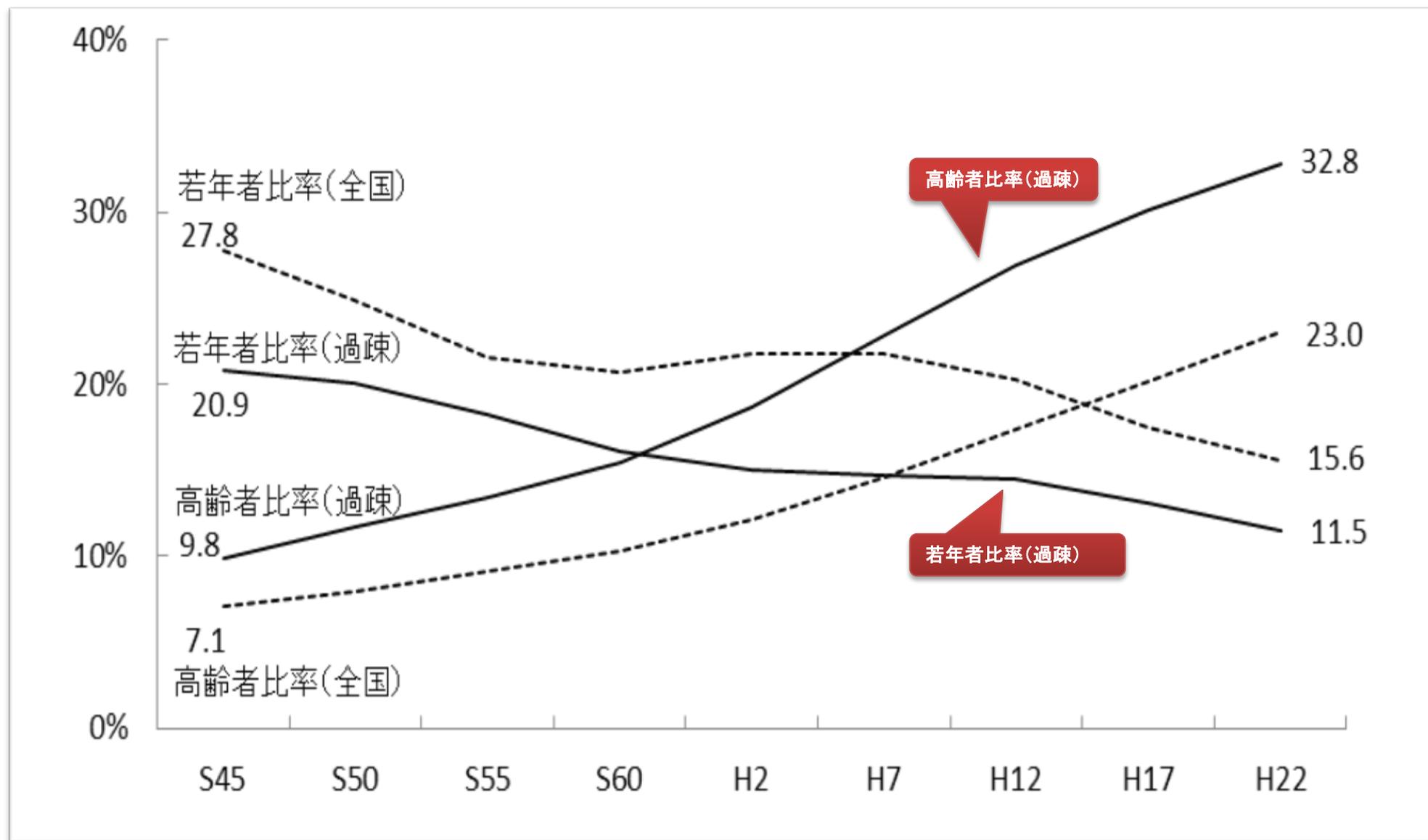
※2: 平成22年までの人口は国勢調査による。

※3: 過疎地域は、一部過疎市町村を除く。

※4: 総人口の将来推計人口は「日本の将来推計人口(平成25年3月推計)」(国立社会保障・人口問題研究所)の出生中位・死亡中位推計値による。

※5: 福島県内過疎市町村については、「日本の将来推計人口(平成20年12月推計)」(国立社会保障・人口問題研究所)による市町村ごとの将来推計人口をベースに、福島県全体の将来推計人口の増減率(平成25年3月推計/平成20年12月推計)を用いて推計した。

高齢者比率及び若年者比率の推移



(備考)

※1: 平成22年国勢調査による。

※2: 過疎地域は、平成27年4月1日現在。

過疎地域自立促進方針及び過疎地域自立促進計画について

1. 過疎地域自立促進方針（過疎法 § 5）

都道府県が行う過疎地域自立促進のための対策の大綱であるとともに、市町村計画及び都道府県計画の策定指針

2. 過疎地域自立促進市町村計画（過疎法 § 6条）

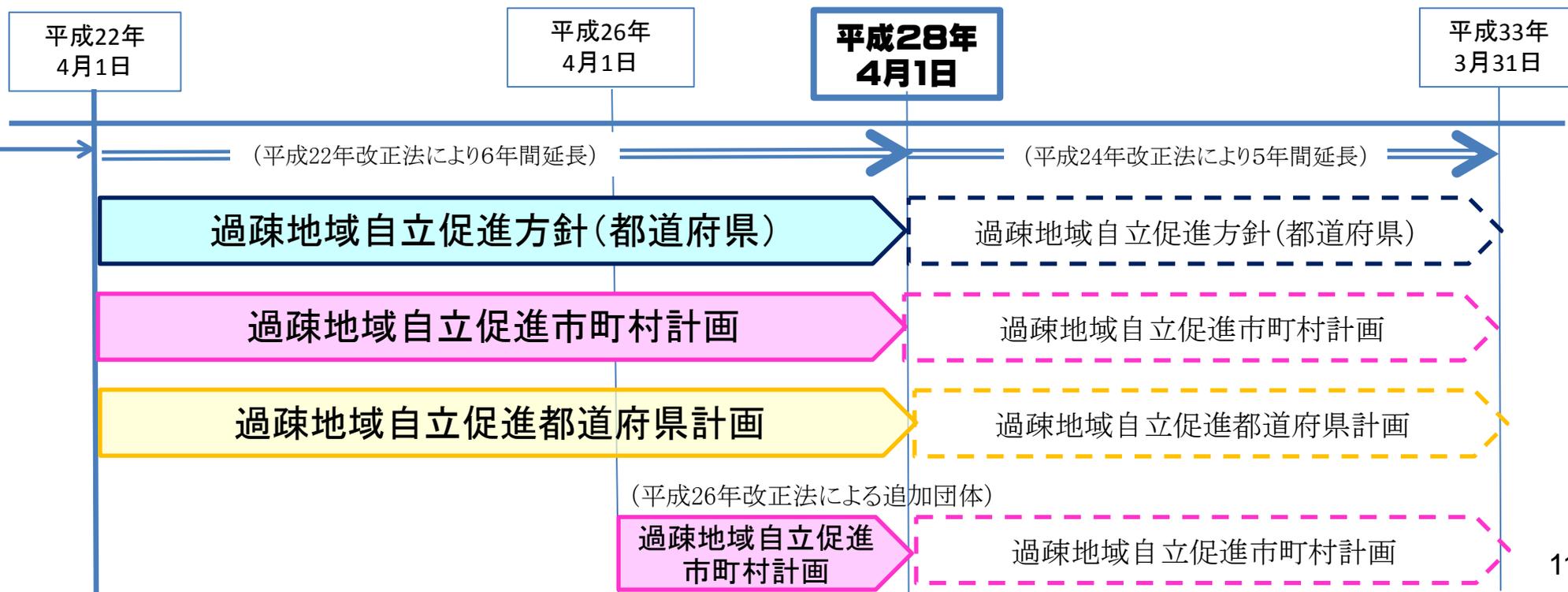
過疎地域市町村の総合的、計画的な自立促進を図るための総合計画、地域計画

3. 過疎地域自立促進都道府県計画（過疎法 § 7条）

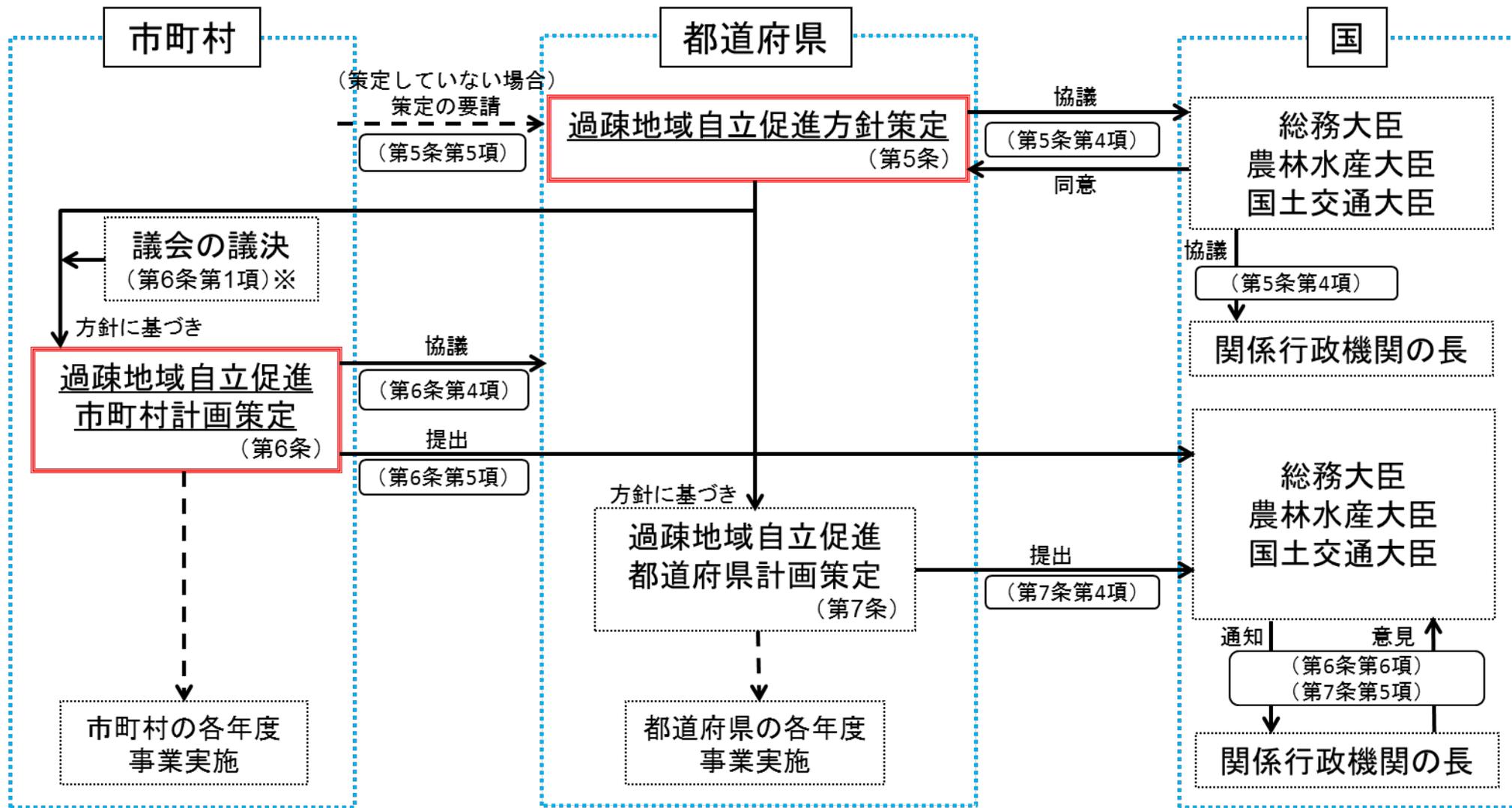
都道府県が過疎地域市町村に協力して講じようとする措置の計画

○ 平成22年過疎法改正により、法の期限が平成22年3月末日から平成28年3月末日まで、6年間延長されたため、各団体は、6年間の方針・計画を策定済み。さらに、平成24年過疎法改正により、法の期限が平成28年3月末日から平成33年3月末日まで、5年間延長。

○ 平成27年度は、現方針・計画の最終年度であるとともに、平成28年度以降の新たな方針・計画を策定する年度となる。



過疎地域自立促進計画等の策定フロー図



過疎地域自立促進計画策定状況等について（平成27年6月末現在）

過疎地域自立促進方針

過疎関係46都道府県中、45団体が本年中に策定予定。1団体は、既に平成32年度を期限とする自立促進方針を策定済み。

過疎地域自立促進市町村計画

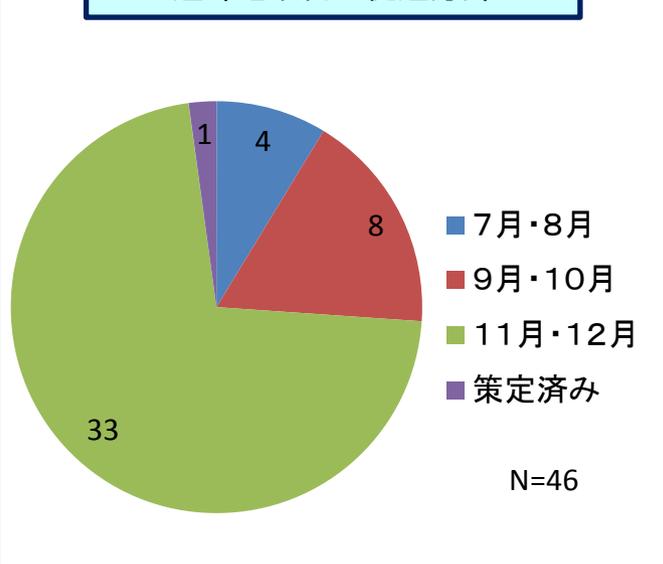
過疎関係市町村797団体中、232団体(29%)が12月までに策定予定。平成28年3月までには790団体(99%)が策定予定。策定時期未定は6団体。既に平成32年度を期限とする市町村計画を策定済みの団体が1団体。

過疎地域自立促進都道府県計画

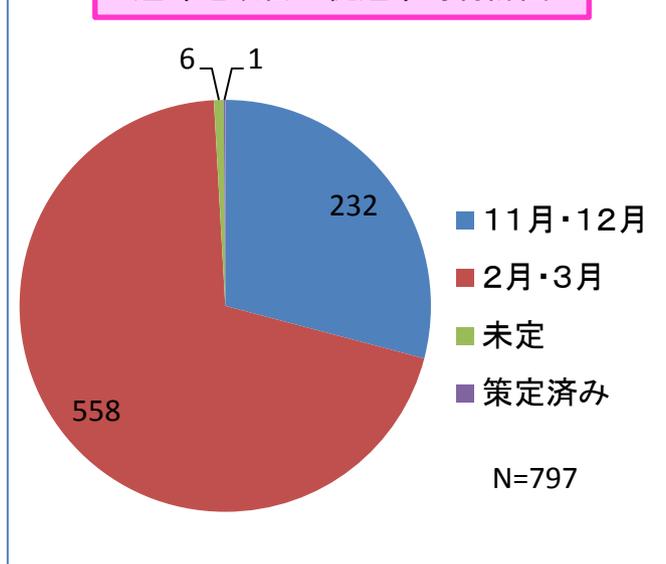
過疎関係46都道府県中、22団体(48%)が12月までに策定予定。平成28年3月までには42団体(91%)が策定予定。策定時期未定が2団体。過疎地域のみを対象にした事業がない等の理由により、策定予定のない団体が2団体。

策定状況（予定）

過疎地域自立促進方針



過疎地域自立促進市町村計画



過疎地域自立促進都道府県計画



※都道府県への照会結果に基づく平成27年6月末時点の策定状況（予定）。

過疎対策事業債の概要

過疎対策事業債は、過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)による過疎地域の市町村が、過疎地域自立促進市町村計画に基づいて行う事業の財源として特別に発行が認められた地方債である。

過疎対策事業債は、総務大臣が各都道府県に同意等予定額の通知を行い、各都道府県知事が市町村ごとに同意(許可)を行う。

その元利償還金の70%は普通交付税の基準財政需要額に算入されることとなっている。

1 対象事業

産業振興施設等	<ul style="list-style-type: none"> ○地場産業、観光、レクリエーションに関する事業を行う法人に対する出資 ○産業の振興を図るために必要な市町村道及び市町村が管理する都道府県道並びに農道、林道・漁港施設・港湾施設 ○地場産業の振興に資する施設 ○中小企業の育成又は企業の導入若しくは起業の促進のために市町村が個人又は法人その他の団体に使用させるための工場及び事務所 ○観光、レクリエーションに関する施設 ○農林漁業の経営の近代化のための施設 ○商店街振興のために必要な共同利用施設 	厚生施設等 <ul style="list-style-type: none"> ○下水処理のための施設 ○一般廃棄物処理のための施設 ○火葬場 ○消防施設 ○高齢者の保健又は福祉の向上又は増進を図るための施設 ○障害者又は障害児の福祉の増進を図るための施設 ○保育所、児童館 ○認定こども園 ○市町村保健センター及び母子健康センター ○診療施設 ○簡易水道施設
交通通信施設	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村道及び市町村が管理する都道府県道・橋りょう ○農林道 ○電気通信に関する施設 ○交通の便に供するための自動車、渡船施設 ○住民の交通手段の確保又は地域間交流のための鉄道施設及び鉄道車両並びに軌道施設及び軌道車両 ○除雪機械 	教育文化施設 <ul style="list-style-type: none"> ○市町村立の幼稚園 ○公立の小中学校の校舎、屋内運動場、<u>屋外運動場、水泳プール</u>、寄宿舎、教職員住宅、<u>スクールバス・ボート</u>、学校給食施設・設備 ○市町村立の高等学校の校舎、屋内運動場、<u>屋外運動場、水泳プール</u>、寄宿舎、教職員住宅、<u>スクールバス・ボート</u> ○図書館 ○公民館その他の集会施設 ○地域文化の振興等を図るための施設
過疎地域自立促進特別事業(いわゆるソフト対策事業)	<ul style="list-style-type: none"> ○地域医療の確保、住民の日常的な移動のための交通手段の確保、集落の維持及び活性化その他の住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため特別に地方債を財源として行うことが必要と認められる事業(基金の積立てを含む) 	

※ 下線は、H26年の法令改正により追加された事業である。

2 地方債計画額

平成27年度 4,100億円

平成26年度 3,600億円

平成27年度過疎対策事業債について

過疎地域における公共施設の老朽化対策等に対応するため、地方債計画額を500億円増額するとともに、地方創生(特に「しごと」づくり)に寄与する事業を推進するための「地方創生特別分」を創設。

1 過疎対策事業債の増額

公共施設の老朽化対策への対応や地方創生に寄与する事業等を推進するため、過疎対策事業債を充実することとし、地方債計画を500億円増額し、4,100億円を計上。

平成26年度計画 3,600億円 → 平成27年度計画 4,100億円(+500億円、+13.9%)

(参考)財政措置 充当率:100%、交付税算入率70%

2 地方創生特別分の創設

ハード対象事業のうち、民間雇用の創出や産業振興に資する次の事業を「地方創生特別分」として位置付け、同意等予定額を定める際に他の事業に優先した取扱いとする。

【特別分対象事業】

- ・法人に対する出資
- ・地場産業振興施設
- ・観光・レクリエーション施設
- ・農林漁業経営近代化施設
- ・商店街振興施設
- ・貸工場・貸事務所
- ・民間雇用につながる高齢者福祉施設や保育所等の新規整備への補助等

※都道府県において、該当するか否かの判断、見込まれる雇用創出を精査

平成27年度所要見込額 500億円程度

過疎対策事業債の発行状況について

1 H22～H27の状況

◆H22(ハード・ソフト)

発行(予定)額/計画額 = 84.2%



計画額:2,700億円

← 発行限度額総計 →
 ②662億円 ①/②(57.3%)

◆H23(ハード・ソフト)

発行(予定)額/計画額 = 89.3%



計画額:2,900億円

← 発行限度額総計 →
 ②702億円 ①/②(65.2%)

◆H24(ハード・ソフト)

発行(予定)額/計画額 = 95.5%



計画額:3,115億円

← 発行限度額総計 →
 ②727億円 ①/②(77.8%)

◆H25(ハード・ソフト)

発行(予定)額/計画額 = 91.7%



計画額:3,139億円

← 発行限度額総計 →
 ②745億円 ①/②(82.6%)

◆H26(ハード・ソフト)

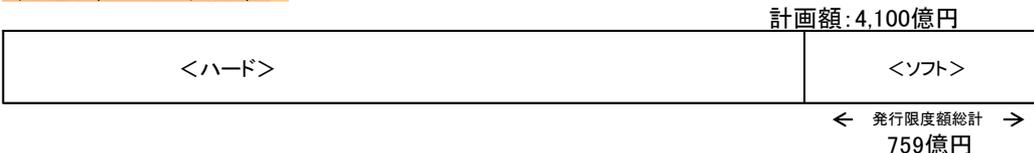
発行(予定)額/計画額 = 95.9%



計画額:3,600億円

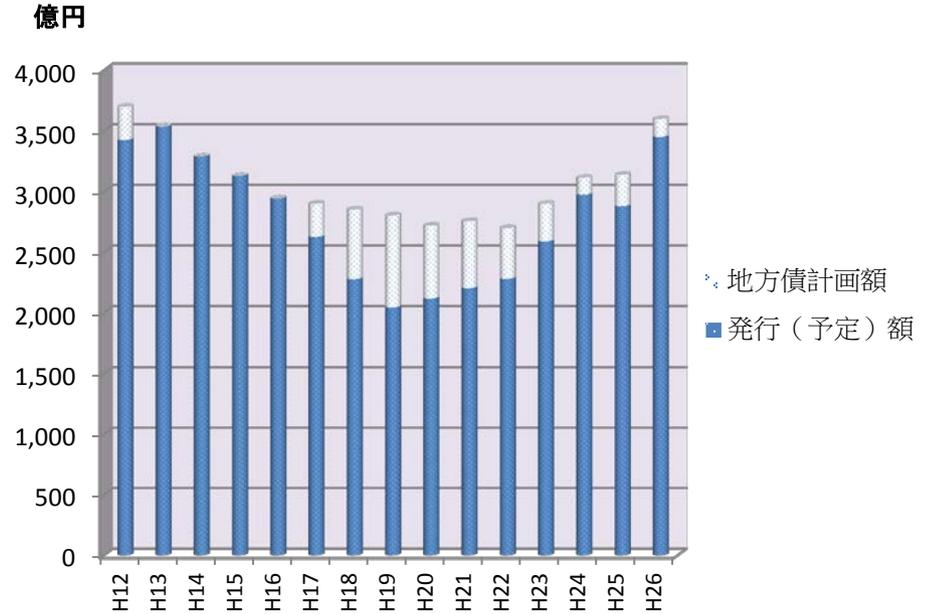
← 発行限度額総計 →
 ②769億円 ①/②(89.3%)

◆H27(ハード・ソフト)



2 自立促進法における発行状況の推移

地方債計画額と発行状況



施設別発行状況



※発行(予定)額:当該年度の協議等に係る地方債のうち、当該年度内に発行する額及び次年度以降に繰り越した事業の財源として発行する見込みの額の合計。

過疎対策事業債（ソフト分）について

1 対象事業

- ・地域医療の確保、住民に身近な生活交通の確保、集落の維持及び活性化などの住民の安全・安心な暮らしの確保を図るためのソフト事業へ拡充
- ・対象経費は次のようなものを除き、将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業を広く対象（出資及び施設整備費を除く）
 - ①市町村の行政運営に通常必要とされる内部管理経費
 - ②生活保護等法令に基づき負担が義務づけられている経費
 - ③地方債の元利償還に要する経費

～具体的な事業例～

①地域医療の確保

- 医師確保事業（診療所開設費用補助）
- ICTを活用した遠隔医療



※その他 高齢者支援（配食サービス、通報システム）、子育て支援、教育振興、森林対策、鳥獣被害対策、伝統文化振興、自然エネルギー関係、防災対策 等

②生活交通の確保

- コミュニティバス、デマンドタクシー等の運行
- バス路線維持に向けた民間バス事業者への補助



③集落の維持及び活性化

- 集落支援員の設置、集落点検や集落課題の話し合いの実施
- 移住・交流事業（インターネット広報や空き家バンク等）

④産業の振興

- 農業の担い手・人づくり対策、6次産業化
- 企業誘致・雇用対策（コミュニティビジネスの起業等）



2 発行状況

市町村ごとに総務省令により算定した額の範囲内で発行が可能。

- ・H22年度は発行限度額の総計約662億円に対して、発行状況は379億円（活用率：57.3%）
- ・H23年度は発行限度額の総計約702億円に対して、発行状況は458億円（活用率：65.2%）
- ・H24年度は発行限度額の総計約727億円に対して、発行状況は566億円（活用率：77.8%）
- ・H25年度は発行限度額の総計約745億円に対して、発行状況は616億円（活用率：82.6%）
- ・H26年度は発行限度額の総計約769億円に対して、発行状況は686億円（活用率：89.3%）
- ・H27年度は発行限度額の総計約759億円

ソフト分の活用により市町村の実情に応じたきめ細かい対策が可能！

過疎対策事業債（ソフト分）のH22年度～H26年度の活用率の比較

◆ポイント

○全体の活用率は上昇

H22年度(379億円・57.3%) → H23年度(458億円・65.2%) → H24年度(566億円・77.8%) → H25年度(616億円・82.6%) → H26年度(686億円・89.3%)

○H22年度からH23年度に活用率が上昇したのは36道府県(過疎関係都道府県は45)

H23年度からH24年度に活用率が上昇したのは39道府県(〃)

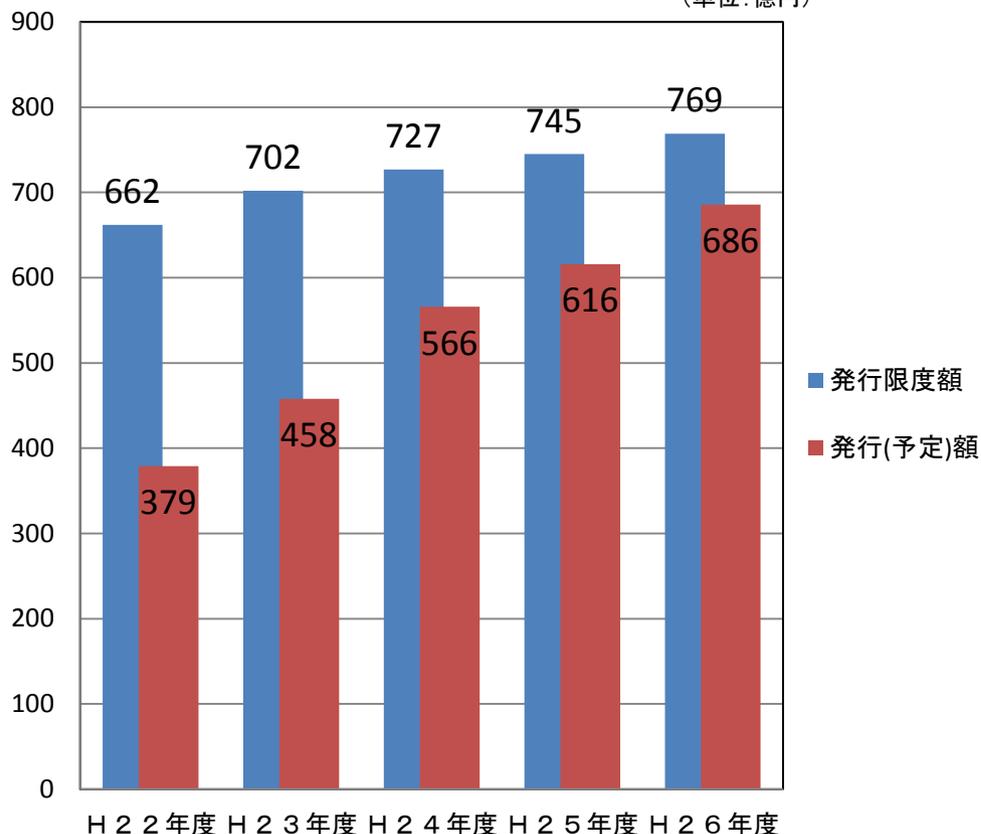
H24年度からH25年度に活用率が上昇したのは28道府県(〃)

H25年度からH26年度に活用率が上昇したのは28道府県(過疎関係都道府県は46)

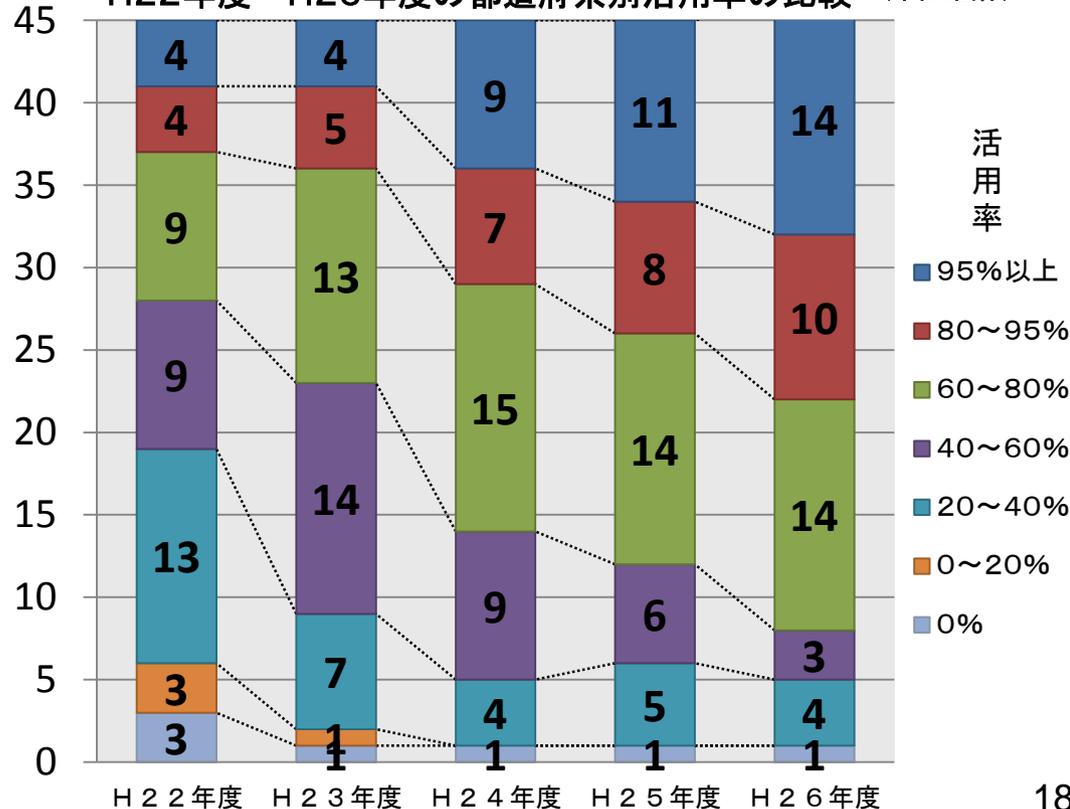
※過疎債活用率＝過疎市町村の発行(予定)額の総和／過疎市町村の発行限度額の総和

H22～26年度発行限度額及び発行状況

(単位:億円)



H22年度～H26年度の都道府県別活用率の比較 (単位:団体)



※発行(予定)額:当該年度の協議等に係る地方債のうち、当該年度内に発行する額及び次年度以降に繰り越した事業の財源として発行する見込みの額の合計。

過疎対策事業債（ソフト分）の都道府県別活用率（平成26年度発行状況ベース）

※活用率＝各都道府県の過疎市町村の発行（予定）額の総和／各都道府県内の過疎市町村の発行限度額の総和
 なお、100%以上の団体については、平成24年度からの運用弾力化を活用した団体である
 ※静岡県、京都府、岡山県について、政令市を含む数値である

活用率	団体数	都道府県（活用率：％）
95%以上	14	大阪府（187.4%）、島根県（153.9%）、兵庫県（141.6%）、長崎県（127.0%）、高知県（122.0%）、京都府（117.8%）、和歌山県（114.2%）、福岡県（110.6%）、茨城県（110.6%）、広島県（109.1%）、山形県（105.4%）、北海道（104.6%）、新潟県（104.0%）、山梨県（99.7%）
95%未満 80%以上	10	鳥取県（93.0%）、石川県（91.6%）、三重県（90.5%）、富山県（90.3%）、栃木県（85.9%）、鹿児島県（83.6%）、宮城県（83.5%）、山口県（82.5%）、香川県（82.4%）、千葉県（80.7%）
80%未満 60%以上	14	奈良県（78.3%）、佐賀県（78.0%）、秋田県（76.0%）、長野県（75.9%）、宮崎県（71.9%）、青森県（69.7%）、徳島県（67.5%）、岡山県（66.0%）、愛媛県（65.1%）、大分県（63.9%）、岩手県（63.1%）、群馬県（63.1%）、福島県（61.7%）、沖縄県（61.0%）
60%未満 40%以上	3	岐阜県（55.2%）、福井県（54.3%）、愛知県（40.9%）
40%未満 20%以上	4	熊本県（35.7%）、静岡県（34.6%）、埼玉県（24.3%）、滋賀県（21.2%）
20%未満	1	東京都（0.0%）

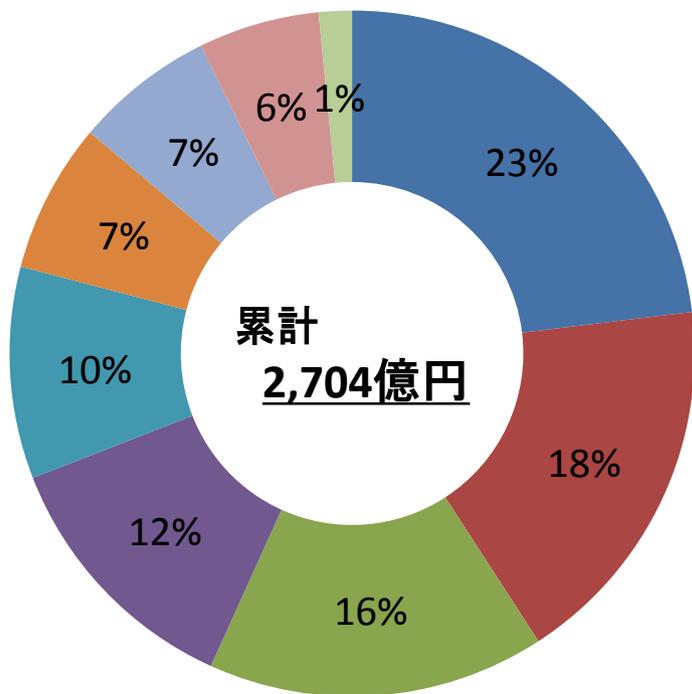
（注）発行（予定）額：当該年度の協議等に係る地方債のうち、当該年度内に発行する額及び次年度以降に繰り越した事業の財源として発行する見込みの額の合計。

過疎対策事業債（ソフト事業）の活用分野

◆ポイント

○事業分野別では、「産業の振興」が最も活用されていて、次いで「高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進」、「交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進」となっている。

H22～H26年度事業分野別の発行状況



- 産業の振興
- 保健福祉
- 交通通信・情報化
- 医療の確保
- 教育の振興
- 集落の整備
- 生活環境の整備
- その他(再生エネ等)
- 地域文化の振興

①産業の振興

- ・ 特産品開発事業
- ・ 町産材活用促進補助事業
- ・ 企業支援補助事業
- ・ 鳥獣害防護柵設置事業
- ・ 地域通貨創設事業
- ・ 漁業燃油高騰対策事業

②高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

- ・ 福祉タクシー利用助成事業
- ・ 生活習慣病予防教室実施事業
- ・ 子育て支援事業
- ・ 妊婦健康検診補助事業
- ・ 高齢者日常生活支援事業

③交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進

- ・ コミュニティバス、デマンドタクシー運行事業
- ・ バス路線再編事業
- ・ 通学バス運賃補助事業
- ・ 橋りょう長寿命化計画作成事業

④医療の確保

- ・ 乳幼児等医療費助成事業
- ・ 医師確保事業（専門医招へい対策事業）
- ・ 看護師スキルアップ事業

⑤教育の振興

- ・ 児童生徒相談員設置補助事業
- ・ 給食センター調理施設環境改善事業
- ・ 少人数学級確保事業
- ・ 公設塾運営補助事業

⑥集落の整備

- ・ 集落支援員導入補助事業
- ・ 移住、交流促進事業
- ・ 集落再生・活性化支援事業

⑦生活環境の整備

- ・ 危険家屋解体事業
- ・ ハザードマップ作成事業
- ・ 景観まちづくり整備補助事業

⑧地域文化の振興等

- ・ 伝統文化伝承補助事業
- ・ 芸術家招聘補助事業
- ・ 無形民俗文化財支援補助事業

⑨その他

- ・ 資源循環型施設等運営補助事業
- ・ 地域後継者結婚対策事業

過疎対策事業債（ソフト分）の事例について①

予約制乗合タクシー運行事業（秋田県美郷町）

事業の概要

生活バス路線の廃止などにより生じた公共交通空白地域を解消するための新たな輸送サービスとして、美郷町地域公共交通総合連携計画に基づき、予約制乗合タクシー運行事業を実施した。

事業の内容

事業内容：運行地区 美郷町千畑地区、六郷地区、仙南地区
 運行日 月～金曜日（12/29～1/3及び祝祭日除く）
 利用料金 1回 300円、400円、600円
 運行便数 千畑地区9便、六郷地区9便、仙南地区9便
 実施方法 美郷町地域公共交通活性化再生協議会へ負担金支出により事業実施

取組経過：平成25年度 延べ利用者数 3,148人
 " " 運行便数 2,155人

総事業費：

(百万円)	H22	H23	H24	H25
事業費	6.2	6.9	7.0	7.0
内過疎債	—	—	6.4	6.7

（下線事業内容につき、過疎債充当）

事業の成果・効果

- 予約制乗合タクシーの運行により、生活バス路線の廃止により生じた公共交通空白地域の解消が図られた。
- 高齢者や障がい者等の交通弱者の移動手段として予約制乗合タクシーが利用された。

運行イメージ図



【運行ダイヤ】

千畑地区⇄美郷町公民館		美郷町役場⇄六郷地区⇄美郷町公民館		仙南地区⇄美郷町役場	
千畑地区	公民館	六郷地区	役場	仙南地区	役場
7:00	—	7:00	—	7:00	—
8:30	9:30	8:30	9:30	8:30	9:30
10:30	11:30	10:30	11:30	10:30	11:30
13:30	14:30	13:30	14:30	13:30	14:30
16:30	16:00	16:30	16:00	16:30	16:00

移動販売サービス事業（北海道標津町）

事例の概要

高齢者世帯や独居老人世帯の増加のほか、郡部地区には商店がないことから、地域住民の要望を受けて町内商店が扱う食料品・日用雑貨品を中心に、車輛(2トラック)を利用して町内全域を定期的に巡回し移動販売を行っている。

事例の内容

事業内容：車輛(2トラック)を利用して食料品・日用品の移動販売

巡回地区：A地区(古多糠、伊茶仁、志類、薫別、崎無異)…水曜日
 B地区(川北全区域)…月・木曜日
 C地区(茶志骨全区域、住吉町、東浜町)…金曜日
 D地区(標津市街全区域)…火曜日
 ※土曜日は予備日として、要望等に対応している。

取組実績：平成24年度実績… 売上額 15,447千円
 稼働日数 247日
 購入者数(延べ人数) 7,730人

総事業費：平成24年度 2,500万円（うち過疎債 2,500万円）

事業の成果・効果

- 当町では、近隣市町村の大型スーパーへの消費者の流出が顕著となっていることから、市街地商店街の「待ちの姿勢」から「攻めの姿勢」へのサポートを行うことで、本事業を足掛かりに商店街の活性化を図っていく。

<移動販売車(カウモン号)>



<車内の様子>



野菜、果物、肉類、惣菜などの日用食品から、水産加工品、駄菓子、雑貨類まで幅広く取り扱っている。

つがるブランド推進事業（青森県つがる市）

事業の概要

本市の主要産業である農業を活性化させるため、市内で生産・製造された農産物及び加工食品について、市が独自に栽培基準等を定める「つがるブランド」として8品目を認定することにより市場評価を高め、農産品の信頼性及び地域所得の向上を図る。

事業の内容

- 事業内容：
- トップブランドとして機械選果により、糖度17度以上の最高品質基準を満たした「プレミアムメロン」を発売
 - マスコットキャラクター「つがーるちゃん」を活用し、大都市圏における販促・PR活動
 - 築地青果市場に於いて仲卸業者、小売店バイヤー対象のスイカ試食宣伝会を開催
 - 首都圏中心にメロンりんごオーナー事業による宅配事業と収穫体験ツアーを実施
 - 歴史・伝統・文化を含めた地域ブランドを推進するため「つがるの宝22」を選定
 - 認定加工品の開発・販売支援
 - 市内大規模量販店にアンテナショップを開設
 - メロン・スイカフェスティバルの開催

総事業費：

(百万円)	H22	H23	H24	H25
事業費	36.8	44.4	34.5	45.5
内過疎債	—	—	21.5	33.1

※下線事業内容につき、過疎債充当



事業の成果・効果

- ◇つがるブランドサイトのアクセス数向上 平成22年度38,949件⇒平成25年度63,318件
- ◇栽培指導を含めた高品質にこだわる支援体制を構築し、後継者育成に努めることにより、生産量の確保を図ることができる。
- ◇農産物のブランディングにより、市場価格の上昇と農家が誇りを持って栽培・出荷できる環境づくりが期待できる。

地域づくり活動等支援事業（島根県雲南市）

事業の概要

◆地域自主組織(※)が主体的に取り組む地域づくりを支援する「交付金制度を創設した」。
 ※概ね小学校区単位で、住民発意による組織(公民館を活動拠点として活動)。市全域で発足。

事業の内容

◆事業主体:各地域自主組織(30単位)
 ◆事業内容:住民主体で地域課題の解決に取り組むための一括交付金による財政的支援。地域振興、生涯学習、地域福祉等の活動が対象。

区分	内容(具体例)
生涯学習・社会教育等	「地区歴史調査」事業:地域資源の再発見による愛着の醸成 「子ども神楽を核とした郷づくり」事業:ふるさと教育の実践 「通学合宿」事業:交流センターでの小学生の共同生活体験
地域振興等	「どぶろく&田舎料理レストラン運営」事業:地元業者とのコラボレーションによるコミュニティビジネス 「松笠増かつ隊活動」事業:男磨き講座による婚活応援 「旧小学校を活用した体験型宿泊施設」事業
地域福祉等	「うしおっ子ランド」事業:地域住民による幼稚園での預り保育 「GISを活用した防災マップ」事業:安全な避難経路の明確化 「まめなか君の水道検針」事業:見守り・声掛け 「笑んがわ市」事業:産直市・サロンの融合施設 「はたマーケット」事業:交流センター内に買い物機能を

◆総事業費:平成25年度 239百万円（うち過疎債 237.1百万円）

事業の成果・効果

- ◇合併による行政機能の集約化も補完しながら、地域の自立意識や住民の地域活動への参加意欲が高まりつつある。
- ◇買い物支援、サロン、独居高齢者の見守り、コミュニティビジネスなど、地域課題に対応した多様な取り組み(小規模多機能自治)を展開しながら、安全・安心の確保、伝統文化の継承など、地域住民の生活を支える仕組みが構築されている。



過疎対策事業債（ソフト分）の事例について②

未来創造事業（広島県安芸高田市）

事業の概要

毛利元就、伝統芸能「神楽」を活用した観光・交流人口の拡大を通じた地域活性化を図るため、市内での神楽公演の充実、神楽甲子園の開催、大都市圏でのプロモーション活動を実施している。

事業の内容

事業内容（下線事業内容につき、過疎債充当）

- 大都市でのプロモーション委託料（東京での神楽公演ほか）
- 年間を通じた約150日の神楽公演の実施に係る運営補助
- 全国の神楽部等を有する高校生が一堂に会す神楽甲子園運営補助

取組経過

- 平成23年4月～年間を通じた約150日の神楽公演の実施
 - 7月 第1回高校生神楽甲子園ひろしま安芸高田（以降毎年開催）
 - 12月 第1回ひろしま安芸高田神楽東京公演（以降毎年開催）

総事業費：	(百万円)	H22	H23	H24	H25
事業費	1.8	38.6	57.4	64.2	
内過疎債	0	14.0	31.1	30.4	

事業の成果・効果

安芸高田市の入口ともいえる、中国自動車道 高田ICに隣接する道の駅「北の関宿」の来客数は堅調に推移するとともに、全国でも珍しい神楽専用施設を備えた神楽門前湯治村（H10年開業）の来客数は、平成14年をピークに減少傾向が続いていたが、観光客数が増加に転じた。

	来客数(千人)		消費額(千円)	
	H22	H24	H22	H24
神楽門前湯治村	104	116	330,736	376,377
北の関宿	314	318	215,853	229,243

< 高校生の神楽甲子園ひろしま安芸高田の写真 >



< ひろしま安芸高田神楽 東京公演の写真 >



< 定期公演終了後の衣装試着体験の写真 >



離島の高校魅力化事業～地域活性化の一翼を担う高校づくり～（島根県海士町）

事業の概要

島外の高校への進学と少子化の進行により、隠岐島前高校の入学生は10年間で半分以下に激減し、統廃合の危機に直面した。
 一 高校を失うことは地域にとって文化的・経済的に計り知れない損失となる。（高校の存続＝地域の存続）

- 一 島前高校魅力化プロジェクトの発足
- ・地域人材育成のための地域資源を活かした教育カリキュラムの導入
- ・高校と地域の連携型公営塾「隠岐国学習センター」の開設
- ・全国から多彩な意欲・能力ある生徒を募集する「島留学」の実施

事業の内容

事業内容：

- ・学習センター（公設塾）運営費 ・塾講師報酬
- ・県内外へのPR費 ・入学者に対する寮費負担及びりぼり費補助など

総事業費：	(百万円)	H22	H23	H24	H25
事業費	56.9	58.5	55.6	75.0	
内過疎債	13.6	13.4	38.0	22.1	

（上記事業内容中下線事業に対し、過疎債を充当）

事業の成果・効果

- 地域を活かしたキャリア教育の展開により、「ふるさとに貢献したい」と自分と地域をつなぐ夢をもって進学する生徒が増えている。
- 隠岐島前高校への入学者数は、V字回復で増え続けており（島外から4割超）H24からへき地の高校としては異例の学級増となった。
- H25過疎地域等自立活性化推進事業を活用し、「隠岐国学習センター」の特色あるコンテンツ「夢ゼミ」の全国展開を図る。
- 第1回プラチナ大賞総務大臣賞受賞

< 隠岐国学習センター >



医師等修学資金貸付事業（秋田県男鹿市）

事業の概要

将来男鹿みなと市民病院で業務に従事する意志を持った者に対し修学資金を貸与し、修学を容易にすることで、男鹿みなと市民病院における医師をはじめとした医療スタッフを確保し、地域医療の充実を図ることを目的とする。

事業の内容

事業内容：修学資金の貸与（将来男鹿みなと市民病院に就業する意志があり、各養成機関に在学している方を対象とする。）

- ・医師：月額200,000円（入学時282,000円加算）
 - ・薬剤師：月額60,000円（入学時100,000円加算）
 - ・看護師、臨床工学技士：月額50,000円（入学時100,000円加算）
- 【返還免除】男鹿みなと市民病院で業務に従事した期間が、修学資金の貸与を受けた期間の2分の3に達したとき。

総事業費	(百万円)	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
事業費	5.4	4.8	4.9	7.5	8.5	8.6	2.1	
内過疎債							2.1	

事業の成果・効果

○平成19年度開始より医師2名を含む10名が当事業を利用しており、平成24年度の臨床工学技士の入職をはじめ、毎年入職者を迎え入れ医療スタッフ確保に寄与している。計画的な医療スタッフ確保は地域医療を維持していくうえで必要不可欠な要素となることから、今後とも制度の周知に努め利用者の増を図っていく。

< 男鹿みなと市民病院 >



< 透析センター >



	修学資金年度別利用者 (人)							
	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	計
医師	2							2
薬剤師				1				1
看護師					2	2	1	6
臨床工学技士			1					1
合計	2	0	1	3	2	1	1	10

危険廃屋解体撤去事業費補助事業（愛媛県伊方町）

事業の概要

町内において老朽化し、倒壊の危険性のある不良住宅の解体撤去を行う者に対し、解体撤去工事等に要する経費の一部を補助する。

事業の内容

事業内容：危険廃屋の解体・撤去費に要する経費の一部を補助

取組経過：H23年度からの取り組みで、初年度9件、H24年度9件、H25年度10件に対する補助

総事業費：	(百万円)	H22	H23	H24	H25
事業費	—	3.6	4.3	4.7	
内過疎債	—	3.2	2.9	4.2	

（下線事業内容につき、過疎債充当）

事業の成果・効果

取り組みから3年間とも一定件数を実施し、H25年度においては1件増加しており、危険廃屋の解体・撤去費に要する経費の一部を補助することで、不良住宅の撤去を促進し、地域の安心安全の確保及び住環境の改善が図られている。

< 申請時の写真 >



< 撤去後現地調査の写真 >



解体撤去を行う事業者を町内に限定することにより、地域経済の活性化、雇用の確保を図っている。

また、現在、全国的に問題となっている危険廃屋対策に係る先進事例として、県外からの視察も受け入れている。